

7 水漁第1443号
令和8年1月9日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
各都道府県水産主務課長
輸出拡大協議会

殿

水産庁長官
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の
一部改正について

我が国から英國及び欧州連合の加盟国向けに輸出される水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の発行等の手続については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)の別紙EU-S2「英國及び欧州連合向け輸出水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程の別紙EU-S2について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1 英国及び欧州連合の加盟国向けに輸出される水産製品の漁獲証明書及び加工証明書の様式変更に伴う改正

2 その他所要の改正